

## 令和元年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月24日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（13名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
12番	小堀 信 昭 君	13番	小林 和 弘 君
14番	松本 孝 雄 君		

### 2. 欠席議員（1名）

11番	清水 利 一 君
-----	----------

### 3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	深水 滋	書記	北清水 佳代
--------	------	----	--------

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森下 裕	副町長	玉井 喜 廣
教 育 長	中村 正 一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松 正 広	政策推進課長	岡本 隆 司
観光未来 創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮 登志次
環境安全課長	木下 忠 幸	福祉課長	佐野 明 子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永 浩 志
農林水産課長	岸本 晃 浩	パレオ文化課長	藤本 齊
歴史文化課長	永江 寿 夫	教育委員会 事務局長	三宅 宗 左

### 5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第 3 認定第 2号 平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事  
業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算  
の認定について

- 日程第 4 議案第 4 1 号 若狭町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 3 号 若狭町水道事業給水条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 令和元年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 4 5 号 令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 6 号 令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 2 号 令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 5 号 令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 6 号 令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発委第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 2 1 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 2 議員の派遣について

(午前10時10分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番、渡辺英朗君、5番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る8月30日に予算決算常任委員会に審査を付託し、その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○予算決算常任委員会委員長（渡辺英朗君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和元年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

議案審査のため、9月4日と5日の午前9時より、委員12名出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計決算額の歳入総額は109億1,824万3,000円。このうち、自主財源の主なものは、町税17億8,834万4,000円で、歳入に占める構成比率は16.4%、寄附金1億2,059万1,000円で1.1%、繰入金6億2,990万8,000円で5.7%、繰越金6億4,241万9,000円で5.8%、諸収入2億7,944万7,000円で2.6%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税39億2,832万3,000円で36%、国庫支出金6億8,838万6,000円で6.3%、県支出金13億7,441万1,000円で12.6%、町債6億2,341万1,000円で5.7%となっており、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が35%、依存財源が65%であります。

また、歳出総額は103億2,539万円。その内訳は、議会費8,734万8,000円、総務費16億7,388万円、民生費22億3,664万4,000円、衛生費10億4,030万8,000円、労働費2,243万9,000円、農林水産業費12億3,235万円、商工費4億4,906万2,000円、土木費7億3,768万8,000円、消防費4億910万3,000円、教育費10億226万7,000円、災害復旧費1億4,614万1,000円、公債費12億8,816万円でありま

す。

次に、平成30年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額5億9,285万3,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源6,281万1,000円を差し引いた実質収支は5億3,004万2,000円。財政調整基金の取り崩し等を含めた実質単年度収支は2億1,180万円であります。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は15.3%、財政力指数は0.339、経常収支比率が88.9%であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計を初めとする11の特別会計の歳入総額は53億3,417万4,000円、歳出総額は51億8,820万7,000円で、歳入歳出差引額は1億4,596万7,000円あります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、一般会計決算の総務課関連では、

問、財産に関する調書の説明の中で、大鳥羽にあった教職員寮を解体したということだが、その土地を売却する予定はないのか。

答、現在は更地になっているが、特に売却する計画はない。どのように活用していくかは、検討させていただきたい。

問、健全化判断比率が、平成29年度決算と比較すると、ほぼ横ばいであり、全体的に平成30年度決算を行政としてどのように評価しているのか。

答、決算は予算執行後の結果ということであり、予算編成の段階でどのような予算を組み立てるかということが重要である。平成30年度は、予算を編成する段階において、行財政改革がスタートする同時期だったので、ある程度、目標数値についても行財政改革プランに沿って予算を執行している。

次に、政策推進課関連では、

問、デマンド運行事業で運賃収入はどのくらいあったのか。また、再度、運賃を値上げしなければならないという状態になっていないか。

答、331万8,000円の運賃収入で、国・県の補助金もあるが、経営的にはぎりぎりのラインである。平成30年度に運賃の見直しをさせていただき、乗り合い率も向上しているので、今後は、登録者数と利用者数の増加を図り、少しでも収益が上がる取り組みを進めていきたい。

問、わかさチャレンジプロジェクト事業でビジネス起業支援とあるが、実際にこの事業を利用して新たに起業された方はいるのか。

答、起業を目指す若者たちのプラットフォームを形成し、事業化に向けた検討をしている。その中で、古民家を改修し、地域の農家とタイアップして体験事業を進めていきたいという事業者がいる。若者が活躍する雰囲気町内に伝わり、新たなビジネスチャレンジを目指す若者が増加することを期待している。

次に、観光未来創造課関連では、

問、道の駅管理事業で、道の駅「三方五湖」と道の駅「若狭熊川宿」の管理料は、それぞれ幾らか。

答、道の駅「三方五湖」が838万4,000円、道の駅「若狭熊川宿」が574万7,000円、共通経費が全国道の駅連絡会への負担金等で40万1,000円である。

問、若狭町梅振興ビジョン推進事業の概要に「出張梅料理教室および実演販売」とあるが、どのようなことを行ったのか。

答、若狭町から京都に講師を派遣し、若狭町の特産品である梅や葛を活用した料理教室を開催した。また、実演販売については、東京の都市センターホテルで「梅しょうゆ」や「梅ジュース」のつくり方を実演し、梅の販売を実施した。

問、姉妹都市である高槻市との連携はどのような状態か。若狭町の交流人口の増加につながっているのか。

答、高槻市の姉妹都市交流センターでの物販は行っていないが、観光案内等をしてい

ただいており、高槻市の方々が若狭三方五湖ツーデーマーチやグラウンドゴルフなどで若狭町に来られている。また、高槻市のイオンモールに島根県の益田市と合同で出店をしたり、3市町でさまざまな課題について話し合い、今後のまちづくりに役立てる取り組みをしている。

次に、環境安全課関連では、

問、新たなごみ焼却施設についての進捗状況はどうか。

答、新たなごみ焼却施設については、高浜町和田地区に整備をする予定となっており、環境アセスの結果を受けて最終的な合意となる。環境アセスについては、ほぼまとまってきた状況であり、10月ごろに地元で環境アセスの報告を行い、その後、今ある高浜町のごみ焼却施設を解体する予定となっている。現在、各自治体の副町長クラスや専門家がいった新施設選定委員会を開催し、その中で検討が進められている。

次に、農林水産課関連では、

問、有害鳥獣対策事業の嶺南地域有害鳥獣処理施設運営の財源内訳は、どのようになっているのか。

答、嶺南広域行政組合が2,400万円、嶺南5市町が4,129万1,000円、若狭町が1,031万8,000円を負担しており、支出の内訳としては、指定管理者への指定管理費が1,880万円、焼却施設負担金が2,463万4,000円、大規模修繕費用が3,217万5,000円となっている。

次に、税務住民課関連では、

問、賦課徴収費の福井県滞納整理機構負担金9万3,000円について、滞納徴収業務はしっかりとできているのか。

答、毎年、町民税を含め約50件を滞納整理機構に依頼している。滞納整理ができず町に返ってくる分は若干あるが、多くの方に納付していただいている。

問、個人番号カードについて、現状の発行数は非常に少ないと思う。国もポイント等とリンクさせ、発行数増加につながる方策を検討しているようだが、若狭町としての方策はどうか。

答、若狭町の取得率は全国平均を下回っている。国の想定では、令和4年度中に全ての医療機関でマイナンバーカードを保険証として使用することができる予定である。また、消費税増税に関連し、マイナンバーカードにポイントをためることが検討されている。若狭町としては、休日や時間外窓口での申請受付、大規模事業所に出向いて交付申請事務を行うことなどを検討している。

次に、福祉課関連では、

問、敬老会事業で、1人当たりの必要経費は幾らか。また、敬老会に参加した人数は1,229人ということだが、参加されていない方については何も支出していないのか。

答、敬老会事業の費用については、各地区の65歳以上の人口で計算をして、1人当たり約1,800円となり、算定した費用を各地域づくり協議会に交付金として支出している。また、参加者と不参加者への対応については、各地域づくり協議会で対応していただいている。

問、訓練等給付費事業で、就労継続支援A型とB型の違いは何か。

答、就労継続支援A型は、雇用契約を行い雇用の場を提供するサービスである。就労継続支援B型は、就労を継続するための訓練的なもので、仕事をするための練習段階である。仕事になれてB型が定着すると、安定して仕事ができるA型に移行していく。

問、あかちゃんスマイル事業は対象者の何%の方に支給されたのか。

答、平成30年度のあかちゃんスマイル事業の対象人数は107名であり、そのうち36名に支給したため、支給率は33.6%である。昨年度から領収書を集めて申請する手間がふえたことが要因と捉えているが、今後、支給申請をされていない方については、案内を徹底する。

次に、パレア文化課関連では、

問、福祉・保健総合拠点施設費の需用費の修繕料で、施設修繕626万3,816円とあるが、どのような施設修繕を行ったのか。

答、パレア若狭内のエアコンや給湯設備、外の遊具の修繕を行った。

問、雨漏りをしていた場所が何カ所もあり、施設中央部付近の雨漏りが一番ひどかったように思う。その部分が最後まで残っていたが、一番最初に修繕するべきだったのではないか。

答、指摘のとおり、福祉ゾーンと生きがいゾーンの間の場所で何度か雨漏りをしていたが、平成30年度に防水工事を施工し、現在、雨漏りはしていない。

次に、教育委員会関連では、

問、社会教育総務費の委託料の設置委託とは何か。

答、設置委託21万7,728円は、佐久間艇長遺徳顕彰式典でのテント設営や椅子設置の委託料である。昨年は、大風によりテントを思うように建てられず、予算より減額となった。

問、国際交流事業は、中学生が主体となって行われているが、できれば高校生を選抜し、日本人との接触をなくして、しっかりと語学体験ができるようなプログラムを取り入れることはできないか。

答、対象は中学生及び高校生であり、人数は少ないが、高校生を派遣している実績はある。今後、高校生へのPRもしっかりとしていきたいと考えている。

次に、保健医療課関連では、

問、成人保健事業の胃がん検診の受診率が13.9%というのは、対象者の13.9%しか受診をしていないということか。

答、受診者数は、実際に町で検診を受診された方の人数であり、国が定めた人口から就業者数を引き介護保険等を利用している方で、がん検診を受診できないと予測される方を引いた人数で割っている形である。

胃がん検診については、平成28年度から2年に1回の検診にする対策型検診になったので、平成29年度と平成30年度に受診された人数で受診率を計算している。

次に、特別会計決算の後期高齢者医療特別会計関連では、

問、若狭町から広域連合へ納付する額は、広域連合から指示があるのか。

答、広域連合への納付は、広域連合の事務費の負担金があり、この負担金については、広域連合からの指示で額が決まる。保険料については、徴収が町の事務であるため、町が徴収した額を広域連合へ納付している。

次に、直営診療所特別会計関連では、

問、三方診療所で、薬をもらうまでの時間が長くなるかといった話を聞くが、どのような状況か。

答、事務1名、看護師1名、医師1名の3名体制で運営をしていた時期があり、看護師1名で薬をつくっていたので、時間がかかっていたこともあったと思う。現在は、看護師を確保でき、看護師3名体制となっている。

次に、介護保険特別会計関連では、

問、認知症予防に関して、これから認知症の方が増加していくということだが、予算的にも年々ふえているのか。

答、認知症総合支援事業費として計上しており、主に認知症予防に係る担当者の人件費や認知症サポーターの養成講座、認知症カフェなどの事業に取り組んでいる。

基準額の中で運営をしていきたいと思っているが、今後、フレイル予防や認知症予防は大切であり、地域と連携をしながら進めていかなければならないと考えている。

問、地域支援事業費の中に委託料が幾つかあるが、どのようなところに委託をしているのか。また、委託内容はどのようなものか。

答、介護予防・日常生活支援サービス事業は、3カ月間の短期集中型のもので、自分の体の機能を知り、維持するためのリハビリ教室を実施しており、リハビリ専門のスタ

ップがいる事業所に委託した。

介護予防ケアマネジメント事業は、総合事業ケアマネジメントとして、簡易なサービスを受けられる方についてもケアプランを立てなければならないと決まっており、それを民間の事業所へ委託しており、昨年度は349件を委託した。

また、一般介護予防事業は、集落サロン活動として49サロンに対して委託した。

次に、簡易水道事業特別会計関連では、

問、簡易水道使用料の収入未済額は前年度に比べて減っているのか。

答、昨年度から職員が努力して滞納整理業務を行っており、収入未済額は減ってきている。

問、不納欠損は5年で処理するのか。

答、水道料金は私債権であり、若狭町では、連絡がつかなくなって10年が経過した場合や破産して徴収ができなくなった場合に不納欠損としている。今回は、6件で18万3,362円の不納欠損処理を行った。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計関連では、

問、共済賦課金は、どれくらいの面積で何人が加入しているのか。

答、面積は1,104ヘクタールで、516戸の方が加入している。

次に、農業集落排水処理事業特別会計関連では、

問、最適整備構想策定業務委託は平成30年度で終了していると思う。今後の計画について説明はないのか。

答、農業集落排水処理施設についての機能診断調査業務は平成30年度で終了した。漁業集落排水処理施設や公共下水道処理施設も含め、町全体としてのあり方を現在策定しており、時期を見て議会に報告する。

次に、町営住宅等特別会計関連では、

問、町営住宅使用料収入未済額で、過年度分101万9,200円、平成30年度分9万3,000円とあるが、現在の納入状況はどうか。

答、主に過年度分が残ってきており、平成30年度分については、現在全て納入されている。

次に、土地開発事業特別会計関連では、

問、町が分譲している土地で、未分譲地はあと何区画残っているのか。

答、平成30年度決算では、上瀬の売却済み区画が15区画、未分譲区画が17区画である。また、天徳寺の売却済み区画が19区画、未分譲区画が7区画である。

問、土地開発事業特別会計の未分譲地はどれぐらいの金額が残っているのか。

答、上瀬が約1億3,000万円、天徳寺が約5,400万円である。

問、20代や30代の方々が上瀬や天徳寺に家を建て住んでもらえるようなアプローチをしているのか。

答、次世代定住事業で、住んでいただけるよう、さまざまなアプローチをしていきたいと考えている。

全ての審査を終了し、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」であります。平成30年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が1億7,192万7,000円、収益的支出が1億7,629万8,000円で、差引当年度純利益は437万1,000円の損失であります。

平成30年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,491万8,000円、収益的支出が3,388万6,000円で、差引当年度純利益は896万8,000円の損失であります。

平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が4億6,900万8,000円、収益的支出が5億6,520万6,000円で、差引当年度純利益は9,619万8,000円の損失であります。

次に、主な質疑を申し上げます。

工業用水道事業会計関連で、

問、給水収益は年間約900万円だが、減価償却費の約2,400万円は確実に必要になるため、約1,500万円の赤字が続いていくのではないか。

答、経営としては、収益を上げないとマイナスになっていくが、現金で見ると、それほど変わらない。エイ・ダブリュ工業・若狭の給水量が若干伸びており、AGC若狭化学とプロテインケミカルからも、工業用水を使用したいという相談を受けているので、今後、給水量がふえる見込みは若干ある。

全ての審査を終了し、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、認定第1号「平成30年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決

定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、認定第2号「平成30年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

～日程第4 議案第41号から日程第20 陳情第1号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第4、議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」から、日程第20、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」までの17議案を一括議題とします。

この17議案については、去る8月30日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和元年第4回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました議案は、議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」と議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」の計3議案であります。

議案審査のため、9月9日午前9時より、委員6名出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告します。

まず、議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、住民基本台帳法施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

これは、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書への旧氏の記載を可能とすることと、男女の別欄の記載を削除するものです。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、これは印鑑条例の一部改正であるが、マイナンバーカードにも影響があるのか。

答、住民票だけではなく、マイナンバーカードへの旧氏の記載も可能としている改正である。

問、マイナンバーカードの発行済みの方で、旧氏の記載を希望された場合、役場窓口で簡単に手続ができるのか。

答、役場窓口で機械により、カード表面に即時に記載することができる。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」は、水道法の改正により、指定給水設置工事事業者の指定の有効期限が新たに定められ、更新制が導入されることなどに伴い、条例の一部を改正するものです。

これは、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対応し、水道事業基盤の強化を図るためのものです。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、指定業者数はどれだけで、全て資格を有しているのか。

答、指定業者数は93業者で、全て資格を有していて、指定した許可日が各業者によって違うので、向こう3年間をかけて更新を求めるものである。

問、公共施設等運営権を民間に設定できるが、将来的に若狭町も民間委託するのか。

答、若狭町水道事業経営については、今のところ民間委託は考えていない。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、質疑の中での意見として、

意見、地方財政は、今後、人口減少等により厳しくなる。陳情書にあるように、地方財政の充実・強化を求めることは非常に重要だと思う。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

教育厚生常任委員会委員長、藤本武士君。

○教育厚生常任委員会委員長（藤本武士君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和元年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託

されました議案は、議案第42号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の1議案であります。

議案審査のため、9月10日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

議案第42号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、幼児教育及び保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の改正が必要となるものです。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、先日の議会全員協議会のときに、現在の保育料について質疑があったが、もう少し詳細に聞く。副食材料費を含めて保育料は現在総額で幾らであるのか。

答、令和元年9月分の保育料は、1カ月481名の子供の保育料として、831万4,250円が保育料となっている。

問、10月以降、無償化になったとき、副食材料費は保育料から除外するが、国から月額幾らの歳入があるのか。

答、10月以降の保育料としては260万円の歳入がある。その差額分が約570万円となり、その分が国等から歳入される予定である。

問、保育料の260万円の歳入は、0歳児から2歳児までの世帯からの保育料として納入される分が260万円ということか。

答、そのとおりである。

問、他市町の保育所へ子供を預けた場合、その市町の保育料が若狭町に請求されると思うが、住民税非課税世帯等でなかった場合、現行どおり支払うということか。

答、そのとおりである。例えば、滋賀県の保育園に入った場合、若狭町の住民でその子供であるならば、保育料額は若狭町の保育料で算定し支払いをする。

問、平成30年度決算で、保育料の不納欠損額が116万7,180円、収入未済額が112万6,000円というのが現状である。滞納をしている方は、無償化の対象になる方ではないのか。しっかりと収入があるにもかかわらず、納入されていないという方であるのか。滞納者についての分析をし、納入してもらうように。

答、確かに未納者の大半は1人親家庭や所得が低い家庭の方であるが、そればかりとは言いきれない。10月以降については、保育料が無償化されることで滞納額がふえることは見込んでいない。これまでの保育料を滞納されている方については、今後も引き

続き収納していただくように声かけ等をする。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○予算決算常任委員会委員長（渡辺英朗君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、令和元年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの計13議案であります。

議案審査のため、9月11日午前9時より、委員12名出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4億8,762万円を追加し、予算総額を100億7,918万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税5,929万1,000円の増額、県支出金2,723万円の増額、繰入金3,000万円の増額、繰越金4億2,904万2,000円の増額、町債7,074万2,000円の減額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

議会費は、旅費27万2,000円を増額。

総務費は、企画一般管理事業393万3,000円、財政調整基金費2億7,023万6,000円、戸籍住民基本台帳事務事業101万7,000円など、全体で3億284万2,000円の増額。

民生費は、障害者介護給付費事業241万7,000円、保育所総務管理事業291万5,000円など、全体で1,228万8,000円の増額。

衛生費は、医療費適正化等推進事業400万円、一般廃棄物処理施設運営事業210万6,000円、全体で610万6,000円の増額。

農林水産業費は、里山里海湖ビジネス推進事業40万円、県単小規模土地改良事業200万円、林道維持費400万円、治山事業費305万6,000円など、全体で1,

122万3,000円の増額。

商工費は、企業誘致促進事業3,000万円の増額、小規模事業者キャッシュレス決済推進事業80万円の減額など、全体で2,971万1,000円の増額。

土木費は、除雪対策事業8,649万4,000円、道路維持修繕事業2,000万円、急傾斜地崩壊対策事業890万円など、全体で1億2,119万4,000円の増額。

消防費は、消防費事業174万6,000円を増額。

教育費は、中学校教育振興事業110万5,000円、文化財保護事業66万円など、全体で223万8,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第3号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、政策推進課関連では、

問、企画一般管理事業の日本農業遺産と年縞の看板整備で、現状の「世界のモノサシ」の看板は撤去するのか。また、文字の色は決まっているのか。

答、文字数がふえるので、現状の看板枠も活用して2段表記となる。文字の色については、看板作製業者と相談し配色を考えたい。

次に、観光未来創造課関連では、

問、里山里海湖ビジネス推進事業で、農家民宿をもっと拡充していったらどうか。

答、エコグリーンツーリズム協会において推進しているが、農家民宿をされている方から情報を聞き、参入を希望されている方がおられれば、積極的に推進していく。

問、山村活性化支援交付金事業は3カ年の取り組みで、事業概要に「山野草等の薬効成分に着目した活動や商品開発を行う」とあるが、この山野草の種類は何か。

答、熊川で取り組む事業なので、葛の花を考えている。ほかにもハトムギ、イタドリ、ツルドクダミなどがあり、その中から使用できるものを調査することが1年目の取り組みとなる。

問、若狭東高校や公立小浜病院も薬草について取り組んでいると思うが、連携することは考えていないのか。

答、現在、東京農業大学と連携しているが、近隣で研究をされている高校や病院もあるので、資料等を参考にしながら事業を進めていきたい。

次に、歴史文化課関連では、

問、文化財保護事業の文化財の標柱は、県指定のものは県が更新するのか。

答、国指定については、日本遺産の予算を活用して更新した。県指定については、

「上村家のタブノキ」が今回対象となり、町で更新をさせていただきたい。

次に、建設水道課関連では、

問、道路維持修繕事業の工事請負費 2,000 万円は、どこの工事を施工するのか。

答、集落ヒアリングで要望のあった箇所から、緊急で優先順位の高いところを選定し、オーバーレイによる舗装修繕を考えている。また、町道 10 号線に落石防護柵を設置し、主要幹線道路の区画線を約 5 キロメートル分計上している。

問、工事業者から当該集落の区長への連絡が前日になる場合があると聞く。道路修繕の際には、早めに連絡するよう徹底できないか。

答、事前に連絡するよう指示する。

問、数年前から、何度も遠敷川のしゅんせつを実施しているが、上中地域の北川のしゅんせつはどのように進んでいるのか。

答、若狭町では、来年度に野木川と北川の合流付近のしゅんせつを施工する予定と国土交通省から聞いている。

問、大雨が降れば大変なことになり、北川の堤防も決壊するのではないかと思う。そのような災害があつてからでは遅いので、しゅんせつ施工が進められるよう何度も要望すべきではないか。

答、通常の維持工事も含め、河川のしゅんせつについては、上流まで施工するよう国土交通省に要望していく。

全ての審査を終了し、議案第 44 号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）」の討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第 45 号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、保険給付費の増額と保険給付費等の返還金で 593 万 6,000 円を増額補正。

議案第 46 号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金で 23 万 4,000 円を増額補正。

議案第 47 号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）」は、基金積立金で 293 万 5,000 円を増額補正。

議案第 48 号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、基金積立金の増額と国庫等への返還金で 5,278 万 4,000 円を増額補正。

議案第 49 号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、基金積立金の増額と消火栓移設工事の実施で 3,224 万 1,000 円を増額補正。

議案第50号「令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金の増額で34万7,000円を増額補正。

議案第51号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金繰入金の減額と繰越金の確定による増額及び町債の増額で財源を振替。

議案第52号「令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、消費税納付額の減額と施設修繕費の増額で8万6,000円を増額補正。

議案第53号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金繰入金の減額と繰越金の確定による増額及び町債の増額で財源を振替。

議案第54号「令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、町営住宅と公営住宅の修繕及び基金積立金の増額で735万5,000円を増額補正。

議案第55号「令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金の増額と分譲宅地の買い戻しで1,343万9,000円を増額補正。

議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、一般給水装置設置工事で613万8,000円を増額補正するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

土地開発事業特別会計関連では、

問、土地の価格は、売買契約が締結した当時と比較してどうか。

答、平成7年には、近傍宅地が1坪10万円から12万円で販売されていた。平成25年には、若狭町が所有する未売却土地について価格の見直しを行い、その当時に比べて70%から80%になったので、若王子や朝霧の分譲価格も下げている。平成26年の上瀬住宅と平成28年の天徳寺エコ住宅の販売価格は、1坪7万円から8万円で分譲している。

水道事業会計関連では、

問、井ノ口地係の一般給水受託工事の図面に加入申込者A・Bとあるが、新たに何か建設されるのか。

答、既存の自己水源が悪化したため、新規給水工事を行う。

全ての審査を終了し、議案第45号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの12議案、それぞれ討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第41号「若狭町印鑑の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第42号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第42号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第43号「若狭町水道事業給水条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第44号「令和元年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第45号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第45号「令和元年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第46号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第46号「令和元年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第47号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第47号「令和元年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第48号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第48号「令和元年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第49号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第49号「令和元年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号「令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第50号「令和元年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第51号「令和元年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号「令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第52号「令和元年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第53号「令和元年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号「令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第54号「令和元年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号「令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第55号「令和元年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第56号「令和元年度若狭町水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

お諮りします。ただいま総務産業建設常任委員長、辻岡正和君から、発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」が提出されました。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第1号～

○議長（島津秀樹君）

追加日程第1、発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりです。

本案について提出者から趣旨説明を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太2018」では、「地方の一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆2,072億円（前年度比プラス1.0%）となっており、過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連を初めとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（島津秀樹君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、発委第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第21 諮問第2号～

○議長（島津秀樹君）

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、諮問第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、御就任いただいております人権擁護委員の中村正一氏が令和元年6月30日をもって辞任されましたので、新たに蓮本京子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

蓮本京子氏は、長きにわたり町内外の小中学校で教員を務められ、平成27年3月に福井県立三方青年の家を最後に退職されました。

その間、児童、家庭とのかかわりの中で、人権教育にも力を入れてこられ、特に次世

代を担う子供たちが健やかに育成されるよう活動したいという目標を持っておられます。

人格見識が高く、人権擁護についての理解があり、人権擁護委員として適任者であると認められます。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 33 分 休憩）

（午前 11 時 45 分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

諮問第 2 号について、お諮りいたします。本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問委第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第 22 議員の派遣について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第 22、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第 4 回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月30日の開会以来、本日まで26日間にわたり、提案されました平成30年度一般会計ほか特別会計及び企業会計決算の認定を初め、専決処分の承認、条例の一部改正、令和元年度各会計補正予算などの重要議案につきまして、終始熱心に、また、慎重に御審議をいただきました。本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

月日のたつのも早いもので、間もなく10月を迎えます。10月以降におきましても、町主催の行事や地域の行事が多く予定されておりますので、議員各位におかれましては、それぞれの行事に積極的に御参加賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、健康管理に十分御留意されまして、本定例会において可決されました諸議案の執行に際しては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われますよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げて閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、8月30日の開会以来、本日まで26日間にわたり開催させていただきました。その間、平成30年度決算に基づく報告、平成30年度決算の認定、専決処分の承認、条例の一部改正、令和元年度補正予算に関する案件など、重要な案件について御審議を賜りました。

議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議していただき、それぞれに適切な御決議を賜り、まことにありがとうございます。心からお礼申し上げます。

それぞれ議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えております。

さて、昨日襲来いたしました台風17号も若狭地域には大きな被害もなく、ほっとしているところでございます。

また、今月15日に「若フェス」を開催させていただきました。これにつきましては、住民主体の新たなイベントとして、多くの皆様に御参加いただきました。準備・運営などで御参加いただきました町民の皆様や福井工業大学の皆様につきましては、さまざま

な面で御協力をいただき、それにつきましても心から感謝を申し上げたいと思っております。

そして、レインボーラインの山頂公園でございますけれども、リニューアル工事も順調に進められております。11月に入りますと、展望施設の建設工事がほぼ完成できるということを聞いておりますし、その見込みのようでございます。

レインボーライン山頂公園の入園料、通行料についてお知らせをさせていただきたいと思うんですが、今現在、若狭町と美浜町の町民は、大人の方が400円、子供（小学生・中学生）でございますが、200円の地元割引をさせていただいております。

また、1名の若狭町、美浜町という身分証明書を提示をいただきますと、お連れいただく5名の皆様、これも同額で山頂公園を展望できるという優遇制度を今、利用しておりますので、御利用いただきたい、このように思っております。

また、11月30日までの秋の期間中でございますが、通行料も全車種半額となっております。普通車でいきますと、1,040円かかります。それが、今の期間ですと、520円となっております。今後も交流人口の拡大に向けまして、私どもそれぞれ頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりましたが、来週から10月に入ります。朝夕本当にめっきり涼しくなってきました。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、さらなる町政発展のため、ますます御活躍いただきますようお願いを申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午前11時52分 閉会)